

**令和8年度 第2回  
障害支援区分認定調査員研修**

**神奈川県**

## 研修日程等

### 1 開催日時

日時	会場
令和8年5月29日（金） 9：30～17：00	神奈川県総合医療会館 7階大講堂 （横浜市中区富士見町3-1）

### 2 講義内容

内容	テキスト	時間
受付		9：15～9：30
オリエンテーション		9：30～9：35
障害支援区分に関する基本的な考え方	【資料1】 障害支援区分に係る研修資料（共通編）	9：35～10：00
認定調査の概要 難病患者に対する対応	【資料2】 障害支援区分に係る研修資料（認定調査員編） 【資料3】 認定調査員マニュアル 【資料4】 難病患者等に対する認定マニュアル 【資料5】 【資料6】 障害支援区分に関するQ&A	10：00～12：00
障害特性の理解① <知的障害の理解> 障害特性の理解② <聴覚障害の理解> 障害特性の理解③ <全身性障害の理解> 障害特性の理解④ <視覚障害の理解> 障害特性の理解⑤ <精神障害の理解>	各講師作成資料 ※資料は当日配付	13：00～15：30
認定調査の実施方法	認定調査の概要と同様	15：30～17：00

---

## オリエンテーション

---

### <修了証の発行等について>

#### 1 修了証の発行について

修了証は、会場でお渡しした出席票にて出欠の確認を行い、その後、各市町村担当課を通じて交付いたします。出席票は神奈川県が研修修了者として名簿を作成する以外の目的では使用しません。出席票は必要事項をすべて記入のうえ、研修終了時に提出してください。提出と内容の確認ができない場合は、修了証を発行できない場合がありますので、ご注意ください。また、修了証の再発行はいたしません。

#### 2 修了者名簿記載事項について

出席票記載事項の内容を基に修了者名簿を作成します。出席票記載事項に異動があった場合は届け出てください。

#### 3 修了証の効力について

修了証は認定調査員研修が修了したことを証するものであり、修了証の取得により認定調査員となるものではありません。認定調査は、市町村が行う事務であり、認定調査に従事できる者は、①市町村職員、②市町村から委託を受けた指定一般相談支援事業所等従業員で研修を修了した者です。

なお、修了証は所属機関が移った場合も有効です。

### <注意事項>

#### 1 携帯電話・PHS等について

講義中は、資料閲覧以外での携帯電話等の使用はご遠慮ください。他の受講者に迷惑とならないようご配慮をお願いします。(講義中に呼び出し音を鳴らしたり、講義中に電話で会話したりする行為やメールを打つ行為をした場合は、退場していただくことがあります。)

#### 2 時間の厳守

**遅刻は、未習扱いとなります。**各講義開始後10分以降の入室は認めません。また、研修終了後は速やかに退場願います。

#### 3 感染症感染拡大防止対策

当日感冒症状のある方は参加を控えていただくようお願いいたします。

### <各会場における注意事項>

#### (1) 神奈川県総合医療会館

##### ア 飲食について

神奈川県総合医療会館の会場内は、7階ロビーを除き、ペットボトル等の飲み物を含めて飲食禁止となっています。(他の階での飲食についてもご遠慮ください。)

食事は、近隣のレストラン等をご利用ください。

##### イ 喫煙について

神奈川県総合医療会館は、全面禁煙となっています。

---

<b>【ごみの取扱い】 会場にごみ箱はありません。各人の責任でお持ち帰りください。</b>
---